○総務省令第一号

民 及 基 てバ 住 民 本 住 基 台 民 基 本 帳 法 本 台 施 台 帳 行 帳 法 令 法 施 第 行 施 三 令 行 + 等 令 条 \mathcal{O} __ \mathcal{O} 昭 三 和 部 + 兀 を + 改 及 び 正 出 す 年 る 入 政 令 玉 政 令 管 第 理 平 及 百 75 成 九 \equiv 難 + + 民 認 号) 定 年 法 第 政 三 令 施 行 + 第 令 条 百 第 \mathcal{O} 五. + 八 条 + 号) 第 \mathcal{O} 三 規 項 定 \mathcal{O} に 12 施 規 基 行 定 づ に す き 伴 る 1 通 住

令和元年五月十五日

知

 \mathcal{O}

方

法

を

定

 \Diamond

る

省

令

 \mathcal{O}

部

を

改

正

す

る

省

令

を

次

 \mathcal{O}

ょ

う

に

定

 \Diamond

る。

総務大臣 石田 真敏

法務大臣 山下 貴司

住 民 基 本 台 帳 法 施 行 令 第 \equiv 十 条 \mathcal{O} 三 + 及 び 出 入 玉 管 理 及 75 難 民 認 定 法 施 行 令 第 八 条 第 三 項 に 規

定 す る 通 知 \mathcal{O} 方 法 を 定 \Diamond る 省 令 \mathcal{O} 部 を 改 正 す る 省 令

住 民 基 本 台 帳 法 施 行 令 第 三 + 条 \mathcal{O} 三 + 及 Ţ 出 入 玉 管 理 及 び 難 民 認 定 法 施 行 令 第 八 条 第 \equiv 項 に 規 定 す

通 知 \mathcal{O} 方 法 を 定 \Diamond る 省 令 亚 成 + 兀 年 総 務 省 • 法 務 省 令 第 --- 号 \mathcal{O} ___ 部 を 次 \mathcal{O} ょ う に 改 正 す る

る

次 \mathcal{O} 表 に ょ り、 改 正 前 欄 に 掲 げ る 規 定 題 名 を 含 む \mathcal{O} 傍 線 を 付 L た 部 分 をこ れ に 順 次 対 応 す る

改 正 後 欄 に 掲 げ る 規 定 \mathcal{O} 傍 線 を 付 L た 部 分 \mathcal{O} ょ う に 改 め る

改正後	改 正 前
に規定する通知の方法を定める省令住民基本台帳法施行令第三十条の二十及び出入国管理及び難民認定法施行令第三十条の二十	に規定する通知の方法を定める省令に規定する通知の方法を定める省令住民基本台帳法施行令第三十条の三十及び出入国管理及び難民認定法施行令第八条第三項
 「2 略」 「1・二 略」 「1・二 略」 「1・二 略」 「1・二 略」 (住民基本台帳法施行令第三十条の二十に規定する総務省令・法務省令で定める方法は、第一条 住民基本台帳法施行令第三十条の二十に規定する総務省令・法務省令で定める方法は、	「2 同上] 「一・二 同上] 「一・二 同上] 「一・二 同上」 (住民基本台帳法施行令第三十条の三十に規定する総務省令・法務省令で定める方法は、第一条 住民基本台帳法施行令第三十条の三十に規定する総務省令・法務省令で定める方法は、
備考 表中の [] の記載は注記である。	

こ の

省令は、

住民基本台帳法施

行令等の一部を改正する政令(平成三十一年政令第百五十二号)の

施行

の 日 (令和元年十一月五 日) から施行する。